

IP化時代の通信端末に関する研究会（第9回）議事要旨（案）

- 1 日時 平成19年5月31日（木）14時00分～16時00分
- 2 場所 三田共用会議所 4階 第4特別会議室
- 3 出席者（五十音順、敬称略）
 - （1）構成員
相田 仁（座長）、浅野 睦八（代理 小林 善和）、稲垣 隆一、大島 正司、
國尾 武光（代理 佐藤 直樹）、後藤 幹雄（代理 美和 晃）、近藤 弘志、
資宗 克行、高橋 伸子、竹田 義行、土井 美和子、花澤 隆（代理 浜田 洋）、
林 俊樹、平野 晋（座長代理）、藤原 洋（代理 志田 智）、
前田 章（代理 真野 宏之）、松島 裕一（代理 重野 誉敬）、
三輪 真（代理 柳沼 裕忠）、村上 晃、山口 英、
山田 敏雄（代理 小林 義明）、渡辺 文夫
 - （2）総務省
森総合通信基盤局長、桜井電気通信事業部長、内藤消費者行政課課長補佐、
渡辺電気通信技術システム課長、中村電気通信技術システム課課長補佐
- 4 議題
 - （1）プレゼンテーション
 - （2）その他
- 5 議事要旨

○構成員からの主な発言は以下のとおり

 - ・ IP化において、技術面のサポートとして工事担任者に求められていることを考えると、工事担任者試験について、IPの方にシフトしていくことが一つの大きな流れとなるのではないか。
 - ・ 世の中の変化に応じて、工事担任者の資格のあり方についても検討の余地があるのではないか。
 - ・ IP時代の通信端末の利用者における利便・課題となる事項には、消費者だけでなく事業者も当てはまると考えられる。利用者たる事業者を保護するための確保対策というカテゴリーも存在するのではないか。例えば、責任の問題は消費者だけでなく、利用者たる事業者についても関係する。

- ・ 消費者からの視点として、「膨大な情報によるサービス選択の煩雑化」という課題があるが、煩雑化というよりも、殆ど選択不可能に近い状況も発生しており、選択ができない人にもそのようなサービスが提供されていることも考慮した対策が必要である。また、課題における「不具合」については、機器が使えない、個人情報漏洩する等、具体的に捉えていく必要がある。
- ・ 消費者基本法の理念には、消費者の権利だけでなく、事業者の責務も書かれているので、情報通信に関わる事業者にとって責務であるとの認識が必要である。また、IPの進展に関わりのある、高度情報通信社会の進展への適確な対応、国際連携の確保、環境保全への配慮といった理念についても考慮すべきである。
- ・ 円滑な利用者環境の整備については、今どこまでできていて、何ができていないのかを整理する必要がある。特に紛争処理の体制については、問い合わせ窓口を一本化して設置し、そこから具体的に割り振って紛争解決に至るような道筋を作るべきである。
- ・ 啓発・教育活動の実施については学校向けと一般向けをきちんと分けて、どこで何をするのかを明記するべきではないか。
- ・ IP 端末の問題は社会や国全体の安全・安心とも関わっているので、射程を広く持ち、自分たちでできること、他と連携すること、やってもらわなければならないことを区分して提言をまとめると、現実的なものになるのではないか。
- ・ 情報通信に関しても、各省庁が横断的に取り組むべきとの流れになりつつある。今後、消費者との交流をもっと広げ、消費者意見の反映を増やしていくことが必要であり、一般の方が理解できる形で施策を進めるべきである。
- ・ 相互接続性・相互運用性の確保や、国際連携に当たっては、フォーラム等で作成された標準の完成度がどれほど高いのかということが重要になっている。一方で、フィードバックの機構があって検証が行われ、標準の改訂等のプロセスによってより完璧にしていくことも大切になるのではないか。
- ・ テストベッドの規模については、どこまで検証を求めるかによってコストは大きく異なってくるだろう。端末同士の接続だけを確認するのではなく、ネットワーク側に負荷をかけることも考えると実用に近いものが必要になる。また、将来的に各通信事業者が NGN を作れば、最低限、各種のシミュレーションができるようなネットワークが必要になってくる。
- ・ 端末ポータビリティにおいて、カードスロットに様々なものが入るとき、消費者保護の観点からは操作性・安全性の標準化が求められるのではないか。

- ・ 様々な端末が操作性よく使われるように標準化を進めていくことが大事である。家電については、消費者が標準化に参画するようなセミナーが実施されているところであり、情報通信端末でも同じような動きが出てきてもよいのではないか。
- ・ 個人情報保護や情報漏洩防止のためには、認証の仕組みを技術的に入れていくことが必要である。また、端末側からも使っているネットワークやその先のプロバイダの真正性について確保できるようにするべきである。
- ・ 個人情報・企業データと端末の規格の関係が大事であり、社会の要望に端末の機能が積極的に応えていくという考え方もあるのではないか。例えば、社内データを社外に持ち出す場合に、企業領域と個人領域に分けて、企業領域について企業がきちんと管理できるようなシステムを端末の規格にすれば、データの社外持ち出しに関するセキュリティ面の負担を技術で解決できる。
- ・ 在宅ワークで使用する機器の管理について、規格化・標準化をしてしっかりとするべきである。

以上